

# 入札説明書

(平成31《2019》年第一回)

松山市理財部管財課

はじめに

○松山市では、ヤフー株式会社が運営するYahoo!オークションのインターネット公有財産売却システムを利用して、次の市有財産を一般競争入札により売却します。

区分番号	物件名	年式	走行距離	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
19-1	塵芥収集車(日野 デュトロ)AT車	平成20年式	145,332 km	200,000 円	20,000 円
19-2	【事故車】普通貨物自動車1 (日野 デュトロ)AT車,パワーゲート付,コ ホレン付	平成16年式	162,625 km	100,000 円	10,000 円
19-3	普通貨物自動車2 (日野 デュトロ)AT車,パワーゲート付	平成16年式	167,670 km	200,000 円	20,000 円
19-4	小型貨物自動車1(マツダ タイタン) ダンプ,MT車	平成元年式	78,981 km	1,000 円	100 円
19-5	小型乗用車(トヨタ ノア) AT車,一時抹消済	平成10年式	130,728 km	10,000 円	1,000 円
19-6	小型ボンブ無軽積載車1 (スバル サンバー)MT車,4WD, 一時抹消済	平成10年式	3,584 km	10,000 円	1,000 円
19-7	小型ボンブ無軽積載車2 (スバル サンバー)MT車,4WD, 一時抹消済	平成11年式	9,335 km	10,000 円	1,000 円
19-8	原動機付自転車1 (スズキ バーディー)一時抹消済	平成16年式	10,372 km	1,000 円	100 円
19-9	原動機付自転車2 (ホンダ カブ)一時抹消済	平成13年式	9,344 km	1,000 円	100 円
19-10	小型貨物自動車2(マツダ タイタン) Wキャブ,MT車,幌付	平成6年式	122,613km	1,000 円	100 円
19-11	小型ボンブ付積載車 (トヨタ ランドクルーザー)MT車,4WD, 一時抹消済	平成9年式	6,678km	100,000 円	10,000 円

- この一般競争入札は、入札者のうち、松山市があらかじめ定めた予定価格以上の最も高い金額で入札した方に売却するものです。
- 一般競争入札への参加を希望する方は、この「入札説明書」をお読みの上、参加してください。

---

## 売却物件一覧表

### 1 入札参加申込みについて

#### (1) インターネットによる参加仮申込み方法

入札に参加するためには、Yahoo!オークション>官公庁オークションのメニューに入り、公有財産売却システム上で仮申込画面（各物件ページの右上にある「申込み画面へ」）で定められた期間内に住所、氏名など入力することにより、参加仮申込みの登録を行ってください。（前提条件として、Yahoo! JAPAN IDを、参加者本人の名前で取得する必要があります。IDとパスワードの管理は厳正に行ってください。）

#### ○参加仮申込み受付期間

平成31（2019）年4月5日（金）午後1時から平成31（2019）年4月22日（月）午後2時まで

※上記期間を過ぎますと登録ができず、入札に参加できません。

#### (2) 参加申込書などの提出による参加申込み方法

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より参加仮申込みを行った後、松山市のホームページから必要書類を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、松山市理財部管財課に提出（郵送の場合は、平成31（2019）年4月22日（月）までの消印有効、宅配便等の場合は、発送日が平成31（2019）年4月22日（月）までのもの有効、持参の場合は午後5時まで）してください。

複数の物件を申込みされる場合は、「受付確認表」、「公有財産売却一般競争入札参加申込書」、「印鑑証明書（写し可）」及び「商業登記簿謄本（参加申込者が法人の場合のみ必要 写し可）」が物件ごとに必要となります。

提出書類に不備があった場合、電子メールまたは電話で受付番号を通知しますので、不備のあった書類を提出してください。その際に、封書の表面に区分番号と受付番号を明記してください。

#### 提出書類

- |   |                                       |    |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 受付確認表（松山市ホームページに掲載しています。）             | 1通 |
| 2 | 公有財産売却一般競争入札参加申込書（松山市ホームページに掲載しています。） | 1通 |
| 3 | 印鑑登録証明書（必ず添付してください。＊写し可）              | 1通 |
| 4 | 商業登記簿謄本（参加申込者が法人の場合のみ必要 ＊写し可）         | 1通 |
| 5 | 委任状（様式1）（参加申込者が代理人を選任した場合のみ必要）        | 1通 |

※「印鑑登録証明書（写し可）」及び「商業登記簿謄本（写し可）」は、発行後3カ月以内のものが必要になります。

#### ○参加申し込み受付期間

平成31（2019）年5月14日（火）午後1時から平成31（2019）年5月21日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※郵送の場合は、申込締切日の消印有効、宅配便等の場合は、申込締切日までに発送したものを有効とします。

○受付場所

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 松山市理財部管財課  
089-948-6753 車両管理担当

(3) **入札保証金の納付**

入札保証金は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託しております。

入札保証金の額が不足する場合は、入札が無効となりますので注意してください。

落札者は、売買契約締結後に入札保証金を契約保証金に充当する手続きを行なってください。

(4) **入札参加申し込み資格**

申込みは、個人または法人を問わず行うことができますが、次のいずれかに該当する方は、申込みできません。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当する方
2. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当する方
3. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
4. 日本語を完全に理解できない方
5. 松山市が定める本ガイドラインおよびYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
6. 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

## 2 見学会

(1) **見学会の日時**

平成31（2019）年4月19日（金）午前10時から午後2時まで

(2) **見学会の場所**

愛媛県松山市尾儀原乙205番地

松山市北条クリーンセンター敷地内

(3) **連絡先**

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 松山市理財部管財課  
089-948-6753 車両管理担当

(4) **申し込み方法**

平成31（2019）年4月18日（木）午後5時までに、電話などによる予約が必要です。なお、予約されていない方は当日見学することはできません。

画像に掲載されている箇所以外にも汚れ、キズなどがありますので、見学会で確認した上で入札に参加されることをお勧めします。

### 3 入札及び開札

#### (1) 入札の日時

平成31（2019）年5月14日（火）午後1時から平成31（2019）年5月21日（火）午後1時まで

※入札は1回しか行うことが出来ませんので、ご注意ください。

#### (2) 入札手続き

公有財産売却システム上で行います。

##### ○入札に当たっての注意事項

公有財産売却システム上で公開している「誓約書」および「松山市インターネット公有財産売却ガイドライン」を熟読し、同意の上で入札に参加してください。

#### (3) 開札, 落札者の決定

##### ○開札

開札は、入札終了後直ちに、公有財産売却システム上で行います。

##### ○落札者の決定

入札期間終了後、松山市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の物件区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなします。

### 4 契約の締結

#### (1) 契約の決定

##### ○落札者への通知

松山市は、落札後、落札者に対して売却の決定した通知を電子メール又は電話で行い、「契約の流れ」、「売買契約書」（物品の場合、最高価格30万円以下は除く）、「依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）」および「保管依頼書」を送付します。

#### (2) 契約の決定金額

##### ○落札者との契約金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額は消費税及び地方消費税相当額を含みます。また、売却物件が車両の場合は、リサイクル料金も含みます。

#### (3) 契約の締結

##### ○契約の締結期限

落札者は、送付書類の契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書および保管依頼書を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、売買契約書を2通（落札者押印済み）添付し、落札決

定の通知を受けた日から10日以内に、松山市へ郵送または持参してください。  
複数の物件を落札された場合、物件ごとに前記書類を提出してください。

○提出書類

1. 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書 (1通)
2. 売買契約書 (2通)
3. 保管依頼書 (1通)

○費用の負担

契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

## 5 売買代金の支払い

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となり、原則として平成31（2019）年6月4日（火）までに納付しなければなりません。なお、前記期限までに売買代金の納付がない場合、売買契約が解除となり、契約保証金が松山市に帰属することがあります。

## 6 売買物件の引渡しと車両の名義変更などについて

### (1) 売買物件の引渡しと車両の名義変更について

松山市が売買代金納付確認後、松山市が指定する場所において、受任者へ売買物件を引渡し、車両のみ名義変更が必要な場合は必要書類を引渡します。受任者は、松山市へ物件受領書（落札者押印済み）および委任状（売買物件の引受けを委任した場合のみ必要）の提出、ならびに身分証明書の掲示が必要です。

### (2) 車両の名義変更について

車両の名義変更が必要な場合は、引渡後手続きを行ない、引渡後30日以内に名義変更済み自動車検査証の写しなどを松山市へ提出してください。

### (3) 費用について

この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。

## 7 その他

- (1) 車両については、保管依頼書を松山市へ提出した時点で、車両にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した車両の破損及び焼失など松山市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 売買物件の付属品及び車内のゴミの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- (3) 危険負担が落札者に移転した後、売買物件に隠れたかしのあることを発見しても売払代金の減額もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。